

【重要なお知らせ】日本化学会賞および学術賞・進歩賞に関して

～選考委員会規則の改訂～

このたび、「日本化学会賞選考委員会規則」および「学術賞・進歩賞選考委員会規則」の改訂が、2018年1月29日会務部門会議、同年2月5日理事会にて承認され、翌2019年度より施行されることになりましたのでお知らせ申し上げます。

これに伴う追加、変更は下記のとおりとなります。授賞対象の条件が変更になりましたので、2019年度の応募に際しましては、改定後の条項を十分ご参照下さいますようお願い申し上げます。

なお、2018年度の募集は従来の規則での募集になります。お間違えの無いようお願い申し上げます。

【平成31年度】改訂内容

◆日本化学会賞選考委員会規則（抜粋）

改訂前	改訂後
<p>第6条（賞の対象） 学会賞の授賞対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1）学会賞は、本会会員であって、化学の基礎または応用に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優秀な者に授与する。</p> <p>（2）学会賞は、既に他の賞を受賞した者も授賞対象とする。なお、学術賞受賞者で、学術賞受賞後さらに顕著な業績をあげた場合には、その部分について学会賞の授賞対象とする。</p>	<p>第6条（賞の対象） 学会賞の授賞対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1）学会賞は、本会会員であって、化学の基礎または応用に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優秀な者に授与する。</p> <p>（2）学会賞は、既に他の賞を受賞した者も授賞対象とする。なお、学術賞受賞者で、学術賞受賞後さらに顕著な業績をあげた場合には、その部分について学会賞の授賞対象とする。</p> <p>（3）学会賞は、授賞対象となる分野で本会会誌（Bull.Chem.Soc.Japan または Chem.Lett.）に以下のいずれかの発表実績のある者に授与する。</p> <p><u>i）Accounts または Review を1報以上発表している者</u></p> <p><u>ii）主要な原著論文を1報以上発表している者</u></p>
<p>第18条（学会賞受賞者の本会論文誌への投稿義務） 学会賞受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 Bull. Chem. Soc. Japan, Accounts 又は The Chemical Record のうち少なくともいずれか一方に投稿しなければならない。</p>	<p>第18条（学会賞受賞者の本会論文誌への投稿義務） 学会賞受賞者は、受賞した業績を 本会会誌（Bull.Chem.Soc.Japan または Chem.Lett.）の Accounts または Review に投稿しなければならない。ただし、第6条（3）の発表実績として本会会誌に Accounts または Review を1報以上発表している者に関しては投稿を強く推奨する。</p>

◆学術賞・進歩賞選考委員会規則（抜粋）

改訂前	改訂後
<p>第6条（賞の対象）</p> <p>学術賞及び進歩賞の授賞対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1）学術賞は、本会会員であって、化学の基礎又は応用のそれぞれの分野（①物理化学系、②無機化学・分析化学系、③有機化学系、④材料化学・高分子化学系、⑤天然物化学・生体関連化学系（医農薬を含む）、⑥複合領域（情報・計算機化学、地球化学、環境化学、資源・エネルギーを含む））において先導的・開拓的な研究業績をあげた者で、論文の数というよりは、論文は少数でも優れた業績をあげ、受賞対象となる研究に関連する論文を本会会誌又は The Chemical Record に1報以上発表している者に授与する。</p> <p>（2）進歩賞は、本会会員であって、化学の基礎又は応用に関する優秀な研究業績をあげ、受賞対象となる研究に関連する論文を本会会誌又は The Chemical Record に1報以上発表し、年齢が受賞の年の4月1日現在において満37歳に達していない者に授与する。</p> <p>（3）学術賞は、学会賞以外の本会の賞を受けた者も授賞の対象とするが、進歩賞の受賞者で、その受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。</p> <p>（4）学術賞、進歩賞及び学会賞を同時に受けることはできない。</p>	<p>第6条（賞の対象）</p> <p>学術賞及び進歩賞の授賞対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1）学術賞は、本会会員であって、化学の基礎又は応用のそれぞれの分野（①物理化学系、②無機化学・分析化学系、③有機化学系、④材料化学・高分子化学系、⑤天然物化学・生体関連化学系（医農薬を含む）、⑥複合領域（情報・計算機化学、地球化学、環境化学、資源・エネルギーを含む））において先導的・開拓的な研究業績をあげた者で、<u>受賞対象となる分野で本会会誌（ Bull.Chem.Soc.Japan または Chem.Lett.）に以下のいずれかの発表実績がある者、もしくは The Chemical Record に1報以上発表している者に授与する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>i）Accounts または Review を1報以上発表している者</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ii）主要な原著論文を1報以上発表している者</u></p> <p>（2）進歩賞は、本会会員であって、化学の基礎又は応用に関する優秀な研究業績をあげ、<u>受賞対象となる分野に強く関連する論文を、本会会誌（Bull.Chem.Soc.Japan または Chem.Lett.）に1報以上発表し、</u>年齢が受賞の年の4月1日現在において満37歳に達していない者に授与する。</p> <p>（3）学術賞は、学会賞以外の本会の賞を受けた者も授賞の対象とするが、進歩賞の受賞者で、その受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。</p> <p>（4）学術賞、進歩賞及び学会賞を同時に受けることはできない。</p>
<p>第19条（学術賞及び進歩賞受賞者の本会論文誌への投稿義務）</p> <p>学術賞受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 Bull. Chem. Soc. Japan, Accounts に投稿しなければならない。進歩賞受賞者は、原則として受賞した業績を本会論文誌 Bull. Chem. Soc. Japan, Accounts に投稿するものとする。</p>	<p>第19条（学術賞及び進歩賞受賞者の本会論文誌への投稿義務）</p> <p><u>学術賞及び進歩賞受賞者は、受賞した業績を受賞論文として本会会誌（Bull.Chem.Soc.Japan または Chem.Lett.）の Accounts または Review に投稿しなければならない。ただし、学術賞受賞者で第6条（1）において、受賞対象となる分野で本会会誌に既に Accounts または Review の執筆実績がある場合は、推奨とする。</u></p>